

環境産業コーディネーターの派遣

民間企業の環境部門や技術開発部門等での実務経験を有する環境産業コーディネーターが、事業者を訪問し、廃棄物の3R、再生可能エネルギー、省エネルギーに関する取組を支援します。

■支援内容

- 1 廃棄物の3R・再生エネの利用・省エネの推進等に関する企業の課題やニーズを伺い、その改善や課題解決に向けて必要な助言、情報提供を行います。
- 2 企業・行政・研究機関等における情報や技術、ニーズ等の橋渡しを行い、廃棄物の3R・再生エネの利用・省エネの推進等の課題に取り組む活動を支援します。
- 3 複数の事業者が連携することで3R・再生エネの利用・省エネの推進等の課題を解決できるように、その連携活動の立ち上げ支援や、課題解決への活動を支援します。

■費用 無料

みやぎ産業廃棄物3R等推進事業(設備整備)

産業廃棄物の3Rや再生資源の利活用等に取り組む事業者に対し、必要な設備等の整備に要する経費の一部を補助します。

■対象者

県内に事業所を置く法人その他の団体、個人事業者

■対象事業

産業廃棄物の ①発生抑制、②再使用、③再資源化、④再生資源の利活用、⑤排出抑制のための設備等の整備

■補助内容、補助率等

事業区分	内容	補助率	補助限度額
一般枠	重点枠、未来法枠以外の事業	1/2以内	2,000万円
重点枠	将来、課題となりうるものとして知事が指定する産業廃棄物の3R等に取り組む事業	2/3以内	3,000万円
未来法枠	地域経済牽引事業計画に位置づけられた事業	1/3以内	5,000万円

- ※重点枠：①将来の大量廃棄が予想される産業廃棄物の3R等（廃太陽光パネル等）
②処理が課題となっている産業廃棄物の3R等（廃プラ等）
③食品ロスの発生を抑制する取組
④情報通信等の先端技術を活用した3R等（AIやIoT等）

お問い合わせ・相談窓口

再生エネ・省エネに関すること

宮城県環境生活部 環境政策課 環境産業振興班（宮城県庁13階）

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoi@pref.miyagi.lg.jp

廃棄物の3Rに関すること

宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班（宮城県庁13階）

・電話 022-211-3207 ・メール junkanj@pref.miyagi.lg.jp

10

環境に配慮した経営のために

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (設備整備事業－省エネ)

県内の事業所に省エネルギー設備を導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します。

■補助金の交付対象となる事業

県内事業者が行う以下の事業（下表の内容以外にも詳細な要件等がありますので、ホームページを必ずご確認ください。）

区分	内容
脱炭素化枠	県内の民生業務用建築物におけるZEBの実現又はSBTの達成に必要な省エネ設備等の導入であること。
大規模削減枠	年間100トン以上の二酸化炭素排出削減に資する省エネ設備等の導入であること。
EMS枠	補助対象事業所及び導入設備におけるエネルギー使用量の可視化及び集計ができること。
診断枠	事業実施年度の前4年度に受けた省エネルギー診断の結果に基づき実施される省エネ設備等の導入であること。
県産枠	以下の省エネ設備等の導入であること。 ・「[新商品]特定随意契約制度」、[宮城県グリーン製品認定制度]、「みやぎ優れMONO」として認定されてから3年以内の設備 ・「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」等を活用して開発し、製品化されている省エネルギー設備かつ上市後3年以内の設備
一般枠	上記以外の事業
断熱改修等枠	上記の省エネ設備等の導入に併せて行う、当該設備のエネルギー使用量の削減効果を上げるための断熱改修等

■補助率等

補助率：1/3～1/2以内、補助限度額：500～1,000万円

※詳細はホームページでご確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

お問い合わせ・相談窓口

宮城県環境生活部 環境政策課 環境産業振興班（宮城県庁13階）

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoi@pref.miyagi.lg.jp

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (設備整備事業－再エネ)

県内の事業所に再生可能エネルギー等設備を導入する事業者に対し、設備導入にかかる費用の一部を補助します。

■補助対象設備の種類・規模要件

県内の事業所に設置される、以下の再生可能エネルギー等設備

種類	規模要件
①太陽光発電 (自家消費のみ対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1地点当たりの出力10kW以上。ただし、同時に施工する1件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が10kW以上で、かつ、1地点当たりの平均出力が4kW以上 ・ 過積載する場合は、原則として、過積載率が140%を超える太陽光発電設備等は補助対象外とする。
②風力発電	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1地点当たりの出力10kW以上20kW未満
③バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電出力5kW以上1,000kW未満 ・ 地域で発生したバイオマスの依存率60%以上
④水力発電	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電出力1,000kW以下(システムの定格出力でkW単位の小数切捨)
⑤地熱発電	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイナリーサイクル発電方式に限る。
⑥太陽熱利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集熱器総面積10㎡以上
⑦温度差エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱供給能力0.1GJ/h(0.02Gcal/h)以上・温度差エネルギー依存率40%以上
⑧バイオマス熱利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマスから得られ、利用される熱量0.2GJ/h(0.047Gcal/h)以上 ・ 地域で発生したバイオマスの依存率60%以上
⑨雪氷熱利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備
⑩地中熱利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暖気・冷気、温水・冷水又は不凍液の流量を調節する機能を有する設備 ・ ヒートポンプを設置する場合は冷却能力又は加熱能力が10kW以上
⑪ガスコージェネレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電能力5kW以上
⑫燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電出力3kW以上
①～⑤の対象システムと併せて導入する蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容易に取り外すことができない状態で固定され、導入システムから供給される電力を蓄電し、導入する再エネ発電設備の出力の同等以下の設備

■補助率等

補助率：1/3～1/2以内、補助限度額：1,000万円～2,000万円

※詳細はホームページでご確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

お問い合わせ・相談窓口

宮城県環境生活部 環境政策課 環境産業振興班(宮城県庁13階)

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoi@pref.miyagi.lg.jp

10

環境に配慮した経営のために

事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入支援事業

県内事業所の屋根や敷地等に自家消費型大規模太陽光発電設備等を導入する事業者に対して、設備導入にかかる費用の一部を補助します。

■対象者

県内に事業所を置く法人その他団体

■補助対象事業

県内事業所が次に掲げる手法により自家消費型太陽光発電設備（出力500kW以上）の導入を行う事業（売電を目的とした事業は対象外）

- (1) 自己所有
- (2) PPA
- (3) ファイナンス・リース

■補助対象経費

工事費、設備費、業務費、事務費

■補助額

出力1 kW当たり5万円

10

環境に配慮した経営のために

お問い合わせ・相談窓口

宮城県環境生活部 環境政策課 環境産業振興班（宮城県庁13階）

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoi@pref.miyagi.lg.jp